

平成26年1月29日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市政治倫理審査会

会長 景山良一



市長、副市長に係る調査請求について

のことについて、平成25年10月31日付け生総第126号の生駒市政治倫理条例第9条第3項の調査依頼について、同条第4項の調査は下記の理由で実施できなかつた旨、報告します。

記

1. 本件請求について

調査依頼のあった16件の調査請求書は、平成25年7月5日から平成25年8月26日にかけて、NPO法人 生駒市民オンブズマンから市長等が生駒市政治倫理条例に定める政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあるとして、同条例第9条第1項の規定による調査の請求がなされ、平成25年10月31日付け生総第126号で市長から同条第3項の規定に基づき調査を求められたものである。

なお、調査請求は、別紙調査請求書一覧（別紙1）のとおりである。

2. 調査の結果について

本審査会は、生駒市政治倫理条例第9条第4項の調査報告を行うため、請求者から提出された各々の調査請求書及び添付資料を基に検討（各委員での事前調査を含む）を行ったが、請求趣旨及び理由が不明瞭、あるいは、請求内容を立証するための資料が添付されていないため、調査することができなかった。

また、本審査会において定めた「生駒市政治倫理審査会の審査基準（別紙2）」に則り、調査請求内容が不明瞭な場合等は、調査請求書を受理する際に、調査請求人に対し、請求趣旨及び理由を明確にし、客観的に請求内容を立証することができる資料の添付を必須条件とする必要があると考える。

以上



調査請求書一覧

別紙 1

受付番号	調査対象者	違反号	審査内容
41	市長	4条1号、4号	審査請求者に贈答品を渡したとされる。
42	副市長	4条1号、4号	行政保有情報適正管理体制確立委員会の報告書は該当職員の調査のみで、請求人に対し調査しないのはなぜか、回答要求
44	市長、副市長	4条1号、4号	東コミセン用地購入の際、公印使用及び文書作成に対する調査委員会の設置を要望するも放置している。
51	市長	4条1号、4号	国際音楽祭のチケットの販売方法とその取り扱いに対する職員の管理責任を問う。
52	市長、副市長、教育長	4条1号、4号	園児重傷事故の報告に関すること
53	市長、副市長	4条1号、4号	行政保有情報適正管理体制確立委員会の運営と報告書の作成についての調査要求
54	市長、副市長	4条1号、4号	行政保有情報適正管理体制確立委員会の調査で使用されたデータを消去した理由の回答要求
55	市長、副市長	4条1号、4号	法令遵守委員会のホームページの会議録を変更した理由の回答要求
56	市長	4条1号	予備費を要綱等により支出するのは、議会軽視である。このような行為が可能なのか説明を要求
57	市長、副市長	4条1号、4号	住民監査請求の監査結果が、請求者に渡る前に、内容が修正されている。
58	市長	4条1号、4号	不当要求行為に対する警告書への不服、要望記録に本人確認がないため、要望内容の変更を示唆し、違法であると主張。このことに対する回答を要求

59	市長、副市長	4条1号、4号	スマートコミュニティ事業の広報への広報は広報掲載基準、同要綱に反していると主張
60	副市長	4条1号	発言に対する理由説明を要望
68	市長	4条1号、4号	職員再任用制度の改正の違法性について
69	副市長	不明	発言に対する理由説明を要望
81	市長	4条1号、4号	暴力排除推進条例に基づいて行った照会に対する回答を議会等に発表したことは、守秘義務違反である。このことに対し、回答を要求

生駒市政治倫理審査会の審査基準

- 政治倫理基準違反調査請求審査の審査方法に、委員の事前審査を含むこととする。
- 審査会は、調査請求人が言う政治倫理基準違反となる内容が客観的に判断できる資料を添付させなければならない。
- 審査会は自発的審査ができないため、政治倫理条例に根拠を定めたうえで、立証する資料が添付されていない場合、又は請求内容が不明瞭な場合は、審査を棄却する。
- 審査会は、審査内容に司法判断が下されている場合、又は司法に委ねるべき請求内容と判断した場合は、審査を行わない。
- 審査会は、審査請求内容を市の政策的施策と判断した場合は、審査を行わない。
- 審査会は、同様の審査請求内容が複数あった場合、併合して審査を行うものとする。
- 審査会は、過去に審議を終結した案件及び棄却した案件については再度審査を行わない。
- 調査請求人の意見陳述については、審査会が必要と判断する以外は会議への出席は求めない。